

(案)

第2期

備前市地域福祉計画・地域福祉活動計画

～誰もが 健やかに 住み慣れた場所で 暮らし続けられる 地域づくり～

[2023年度から2027年度]

2023年3月

備前市

社会福祉法人 備前市社会福祉協議会

備前市地域福祉計画・地域福祉活動計画

目次

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景.....	1
2. 計画の位置づけ.....	3
3. 計画の策定手法.....	5
4. 計画の対象期間.....	6

第2章 統計からみる備前市の現状

1. 備前市の現状.....	7
2. 地区別の現状.....	13

第3章 地域福祉を取り巻く現状と課題

現状と課題の分析について.....	16
地域課題1. 世代や置かれた環境による様々な不安や悩み.....	17
地域課題2. 生活環境に対する不安.....	18
地域課題3. 人材不足と地域力の低下.....	18
第1期計画の評価検証.....	19

第4章 計画の基本的な考え方

1. 基本目標.....	20
2. 基本方針.....	21
3. 計画の体系.....	26

第5章 地域福祉計画・地域福祉活動計画

施策における4つの視点.....	27
基本方針1 ライフステージに沿った相談・支援体制の充実.....	28
（1）身近に相談できる場の充実.....	28
（2）子育て支援の充実.....	30
（3）高齢者の相談・見守りの充実.....	32
（4）生活困窮や社会的孤立の克服に向けた支援の充実.....	34
基本方針2 安心の生活環境の維持.....	36
（1）地域包括ケアの体制づくり.....	36

（２）成年後見制度利用促進による権利擁護の推進（備前市成年後見制度利用促進基本計画）	38
（３）再犯防止等の推進（備前市再犯防止推進計画）	40
（４）防災・防犯活動の充実	42
（５）快適かつ自立を目指した住環境の整備	44
基本方針３ 地域を支える人材の育成と協働のネットワークづくり	46
（１）生涯学習の推進と地域を担う人材の育成	46
（２）住民参加の推進とネットワークづくり	48

第6章 計画の進行管理

1. 進行管理の体制	50
2. 進行管理の手法	50

資料編

※策定経過、委員名簿、用語解説等を記載予定

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景

(1) 地域福祉を取り巻く社会情勢

地域福祉とは、それぞれの地域において人びとが安心して暮らせるよう、地域住民や公私の社会福祉関係者がお互いに協力して地域社会の福祉課題の解決に取り組む考え方です。

しかし、少子高齢・人口減少社会という日本の抱える大きな課題により、地域福祉を取り巻く状況は大きく変化しています。特に地方においては、若い世代の流出と高齢者世帯の増加により、地域コミュニティのあり方が変化し、地域の活力や福祉力の低下から解決できなくなった課題が増加しています。

一方、複雑化した現代社会において、学校でのいじめ、仕事や人間関係のストレスによる精神疾患の多発、病気や経済的な理由による自殺、子育ての不安やストレスに伴う幼児虐待、介護疲れによる高齢者への虐待等、憂慮する事態も多く発生しています。

さらに、新型コロナウイルス感染症の拡大による「新しい生活様式」が様々な活動や人とのかかわりに大きな影響をあたえています。

安心して暮らせる地域を実現するには、環境や社会構造の変化から生じる生活課題を誰がどのように解決すべきか、解決にあたる主体と解決の手法を改めて整理する必要があります。

(2) 「備前市地域福祉計画・地域福祉活動計画」の見直し

2010年6月に施行された社会福祉法では、住民や事業者、行政等、地域で活動するあらゆる人や組織が、生活の拠点である地域に根差して支え合い、誰もがその人らしい安心で充実した生活を送れるような地域社会を目指す、「地域福祉の推進」が基本理念の一つとして明確に掲げられました。そして、生活者起点による地域福祉の推進を図るため、同法第107条に市町村地域福祉計画が位置づけられています。

また、「地域福祉活動計画」は、市町村地域福祉計画と連携しながら、住民参加による地域の支え合いを実現していくために、地域住民や各種団体が主体的に参加して策定する民間の活動計画で、全国の市町村では「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」（社会福祉法第109条）である社会福祉協議会が中心となって策定されています。

備前市では、市民、社会福祉協議会、関係機関、行政が協働し、誰もが安心して暮らせるまちづくりを推進するための市と民間の取り組みを「備前市地域福祉計画・地域福祉活動計画」（以下、本計画）として一体的に策定し、地域福祉の現状や課題を明らかにした上で、多角的な視点から解決に向けた取り組みを示しています。

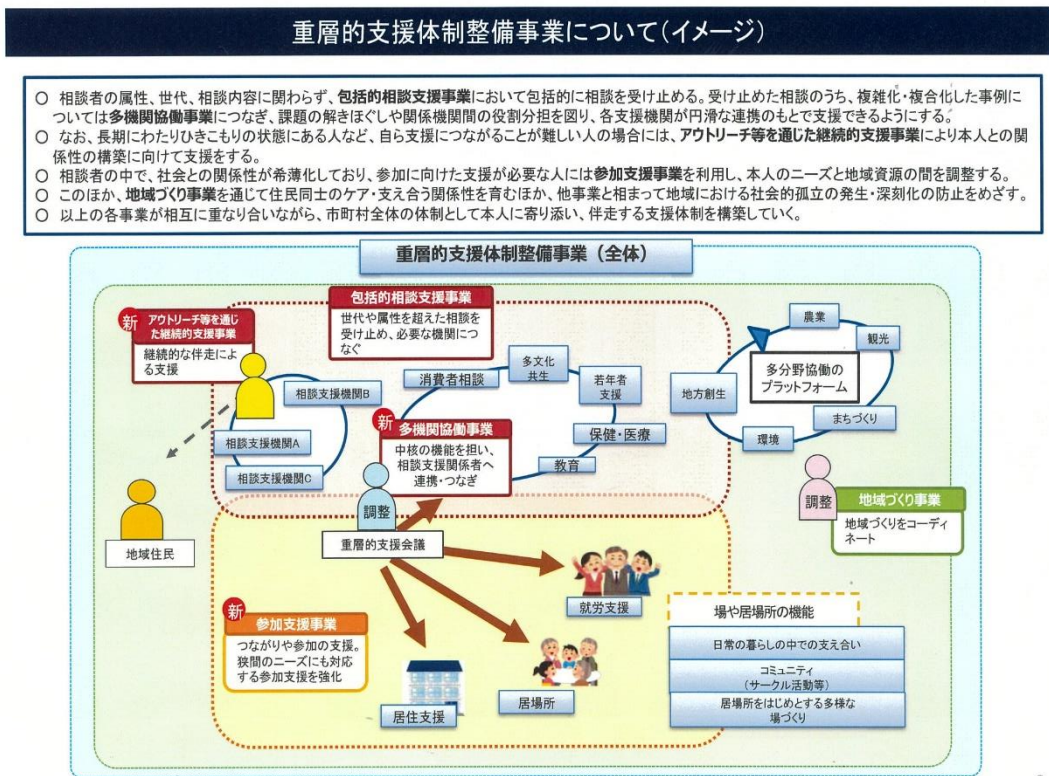
これらを継承し、備前市の実情に応じた「第2期備前市地域福祉計画・地域福祉活動計画」を策定します。

(3) 社会福祉法の改正を踏まえた地域福祉計画策定の視点

2017年6月に公布された改正社会福祉法において、「我が事・丸ごと」の包括的支援の理念が明確化されました。これは、多様化・複雑化する地域福祉へのニーズに対応するため、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超越して、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超越して「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく「地域共生社会」の実現を目指すものです。また、法改正に伴い地域福祉計画の策定が市町村の努力義務となるとともに、高齢者、障がい者、子育て等の分野別計画の上位計画として位置づけられました。今後は、これら個別計画を策定する際には、市民の参画や協働による地域課題の解消といった地域福祉の視点が豊富に取り入れられることが期待されます。

さらに市町村は2021年4月から、地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備するため、重層的支援体制整備事業を行うことができるとされました。

図表 1-1 重層的支援体制事業



資料：厚生労働省

2. 計画の位置づけ

(1) 社会福祉法における位置づけ

地域福祉計画は、社会福祉法第107条に基づく行政計画です。地方公共団体が地域福祉を総合的かつ計画的に推進することにより、社会福祉法に示された社会福祉の理念を達成するための方策として策定するものです。

(2) 他計画との関連

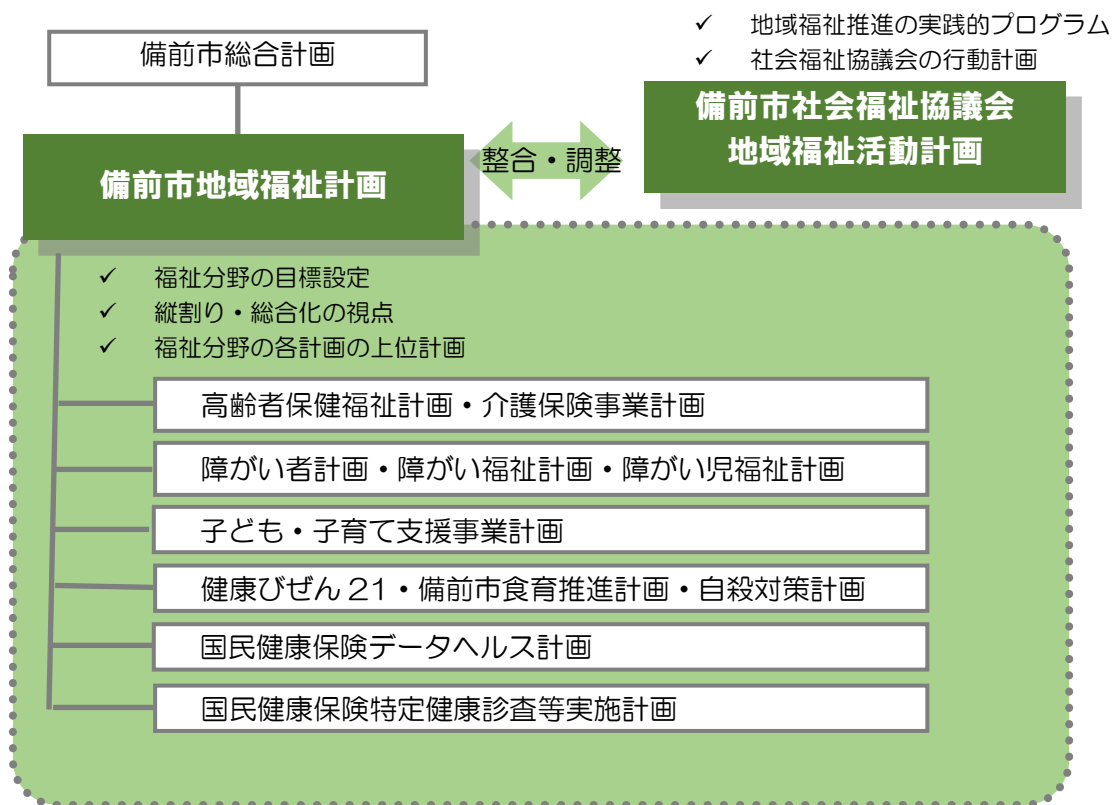
備前市では、持続可能なまちづくりを推進すべく、第3次備前市総合計画を、第2期備前市まち・ひと・しごと創生総合戦略と一体的に策定しています。

備前市地域福祉計画は、総合計画に掲げるまちづくりの実現にあたり、高齢者、障がい者、子育て等の分野に共通する地域課題の解消に向けた取り組みを掲げるとともに、これらの分野別計画との調整や整合を図りながら、地域福祉の推進に向けた全庁的な取り組みを目指しています。

さらに、地域福祉の推進に向けて社会福祉協議会が地域住民や各種団体とともに取り組む具体的な行動計画「備前市地域福祉活動計画」との一体的な推進により、さまざまな場面で公と民が協働するまちづくりの実現を目指します。

また、高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉、その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項として、成年後見制度の利用促進に関する内容及び再犯の防止等に関する内容を盛り込んでいます。これらは、成年後見制度の利用促進に関する法律（以下「成年後見制度利用促進法」といいます。）第14条に規定する「市町村成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画（市町村成年後見制度利用促進基本計画）」及び再犯の防止等の推進に関する法律（以下「再犯防止推進法」といいます。）第8条に規定する「市における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（地方再犯防止推進計画）」として位置づけます。

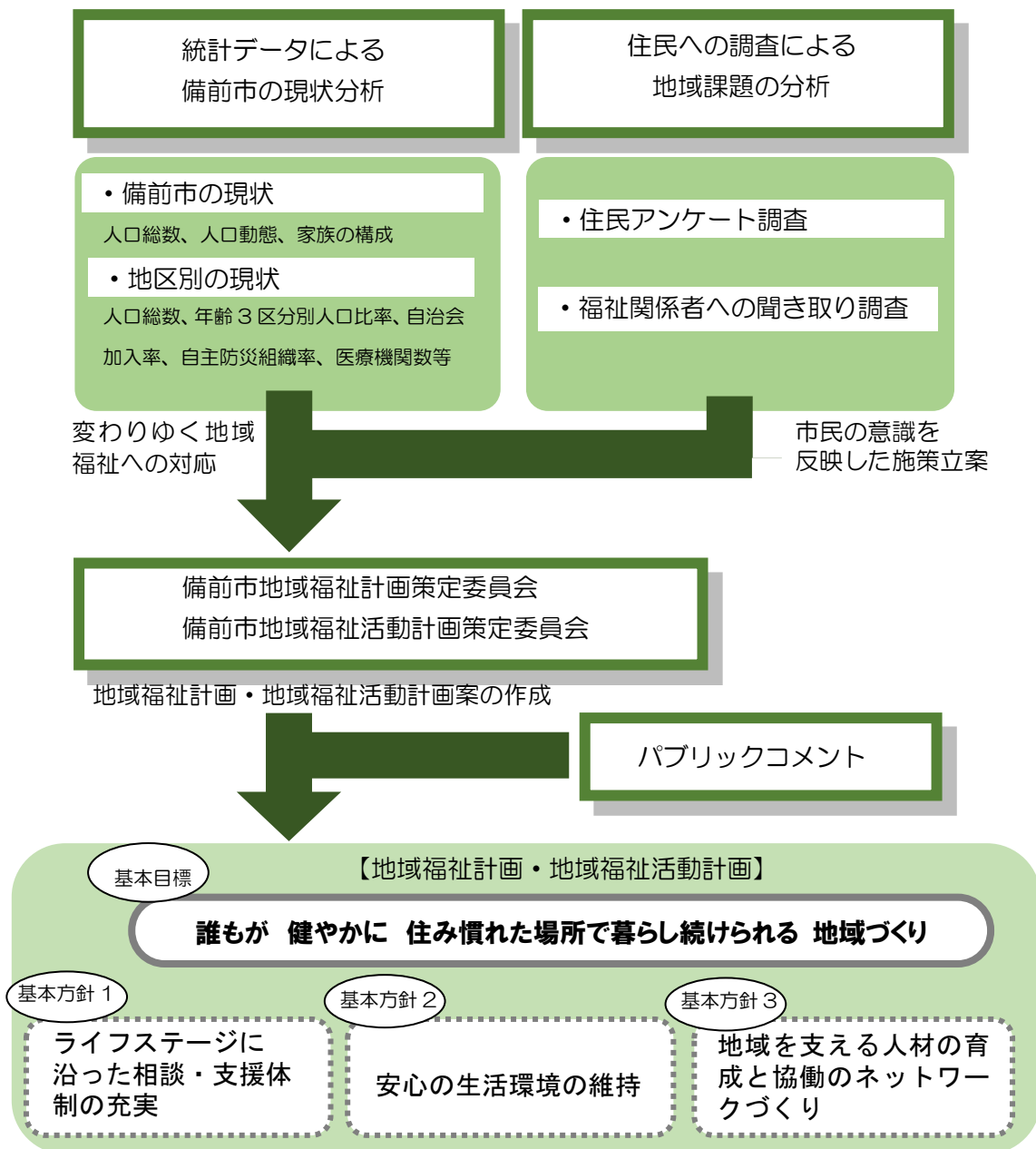
図表 1-2 計画の位置づけ



3. 計画の策定手法

計画の策定にあたっては、備前市の地域福祉を取り巻く環境や住民アンケート、福祉関係者への聞き取り調査から地域の現状と課題を洗い出し、有識者や福祉関連団体等からなる備前市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会において計画案を検討し、住民からのパブリックコメントによる意見を反映します。

図表 1-3 計画策定手法イメージ



4. 計画の対象期間

本計画の期間は、2023年度から2027年度の5年間としています。

図表 1-4 地域福祉計画とその他の計画の期間

		R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9
		2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027
備前市総合計画		第2次 (2013年~2020年)		第3次前期 (2021年~2024年)			第3次後期 (2025年~)			
備前市地域福祉計画・ 地域福祉活動計画		第1期 (2018年~2022年)				第2期〈本計画〉 (2023年~2027年)				
備前市高齢者保健福祉 計画 ・介護保険事業計画		第7期 (2018年~2020年)		第8期 (2021年~2023年)		第9期 (2024年~2026年)			第10期 (2027年~)	
備 前 市 障 が い 者 計 画	障がい者計画	第3期 (2018年~2023年)				第4期 (2024年~2029年)				
	障がい福祉計画	第5期 (2018年~2020年)		第6期 (2021年~2023年)		第7期 (2024年~2026年)			第8期 (2027年~)	
	障がい児福祉計 画	第1期 (2018年~2020年)		第2期 (2021年~2023年)		第3期 (2024年~2026年)			第4期 (2027年~)	
備前市子ども・子育て 支援事業計画		第1期 (~2019年)	第2期 (2020年~2024年)				第3期 (2025年~)			
健康びげん21・食育 推進計画 備前市自殺対策計画		第2次(2018年度中間評価・改定) (2014年~2023年) 自殺対策計画策定(2018年から)					第3次 (2024年~)			
備前市国民健康保険特 定健康診査等実施計画		第3期 (2018年~2023年)					第4期 (2024年~)			
備前市国民健康保険 データヘルス計画		第2期 (2018年~2023年)					第3期 (2024年~)			

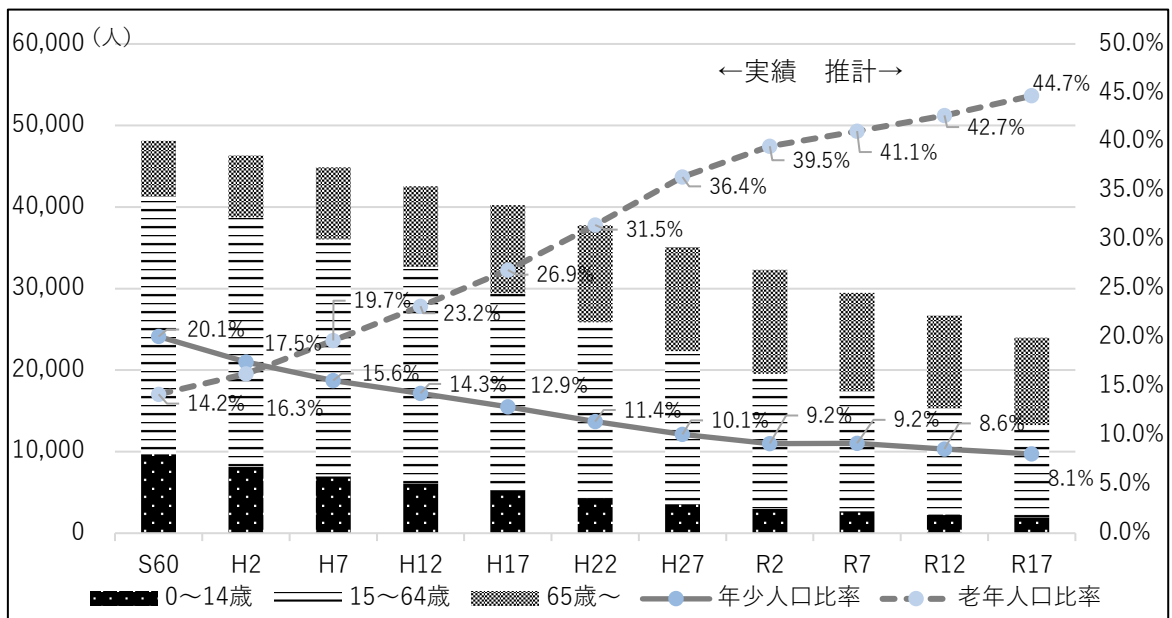
第2章 統計からみる備前市の現状

1. 備前市の現状

(1) 人口総数

本市の人口は、いずれの年齢層においても減少傾向にあります。64歳以下の人口割合は年々減少していますが、反対に65歳以上の人口割合は増加しています。

図表 2-1 人口

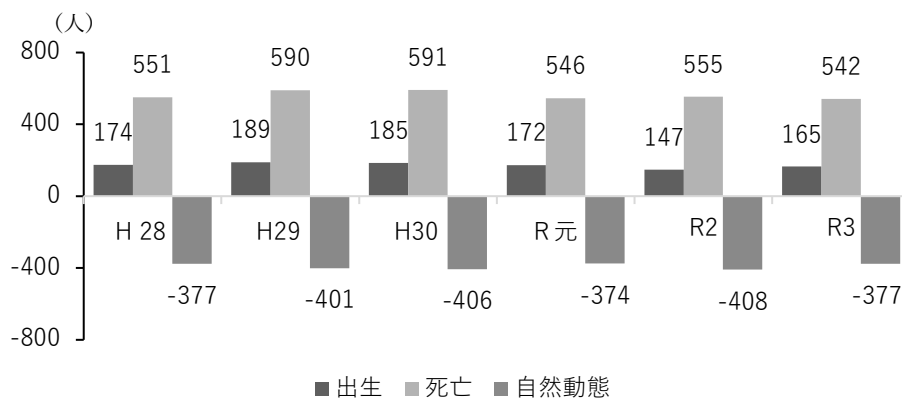


資料：国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所

(2) 人口動態

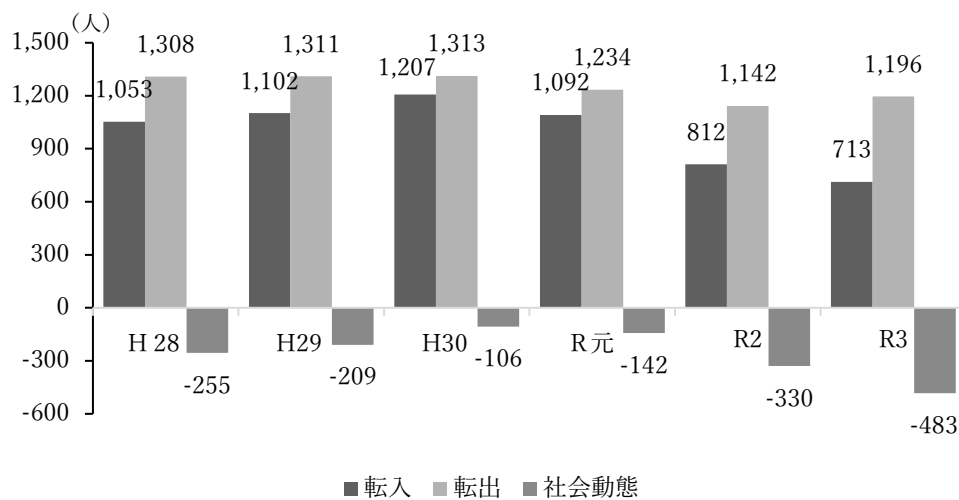
人口動態の推移は、自然動態（出生・死亡）は、死亡者数が出生者数を上回っており、年平均で約390人減少しています。また、社会動態（転入・転出）は、転出者数が転入者数を上回っており、令和2年、3年は300人を超えて減少しており、これについては外国人技能実習生の転入が減少したことが要因と推測されます。

図表 2-2 自然動態（出生・死亡）



資料：住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査

図表 2-3 社会動態（転入・転出）



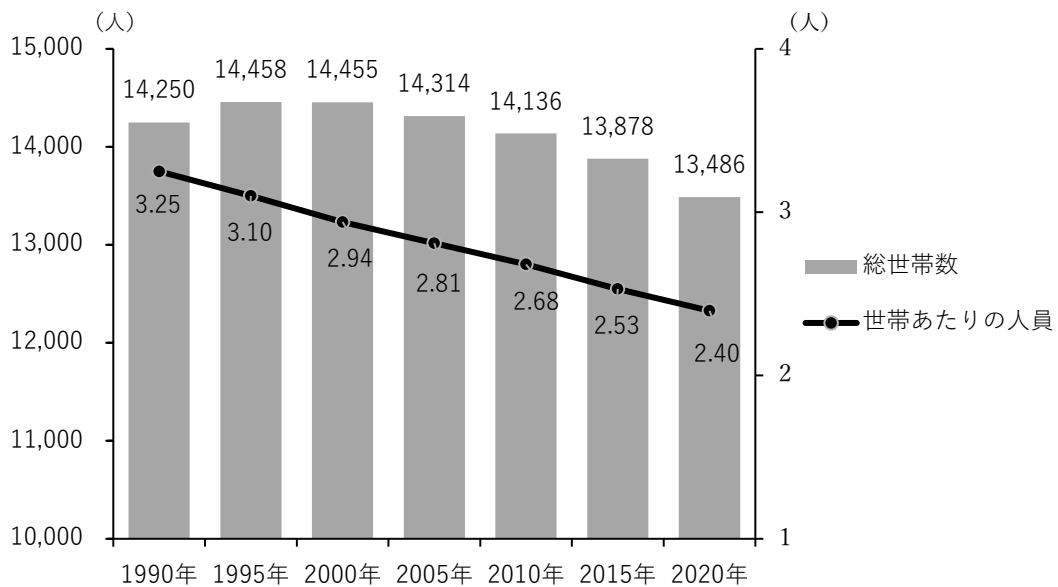
資料：住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査

(3) 家族の構成

備前市の世帯数は、2000年をピークに減少が続いています。また、世帯当たりの人員も減少が続き、1990年以降の30年間で0.85人減少しています。世帯構成では、核家族が最も割合が高く、次いで単独世帯が多くなっています。

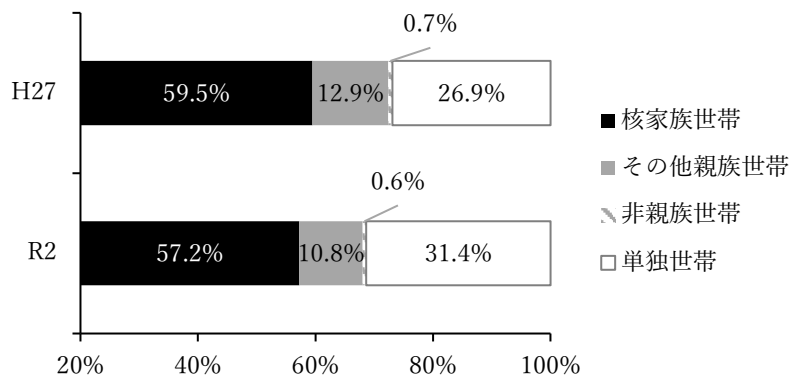
また、高齢単身世帯数及び高齢夫婦世帯数は増加傾向で推移しており、令和2年度は4742世帯となっています。高齢者のみの世帯は5年前に比べて2.2ポイント増加しています。

図表 2-4 世帯数



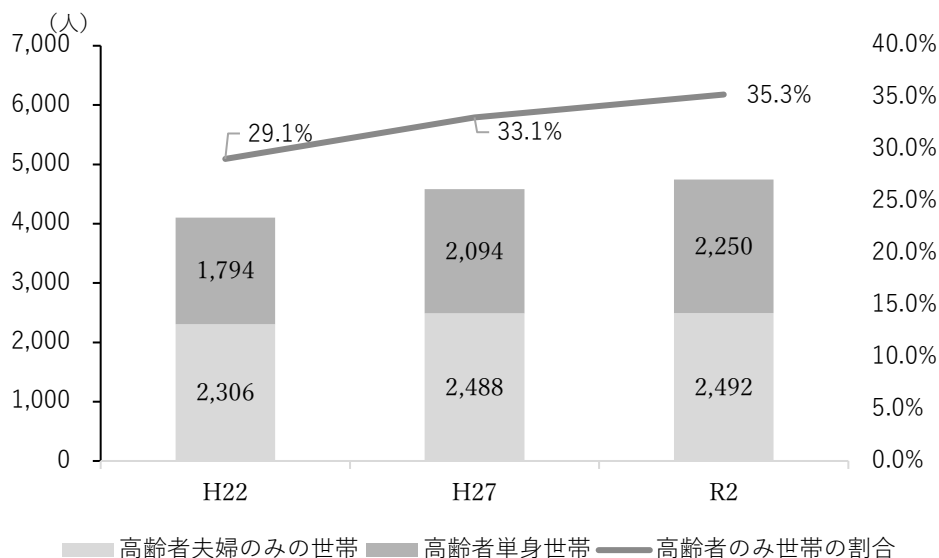
資料：国勢調査

図表 2-5 世帯構成比率の推移



資料：国勢調査

図表 2-6 高齢者世帯の状況

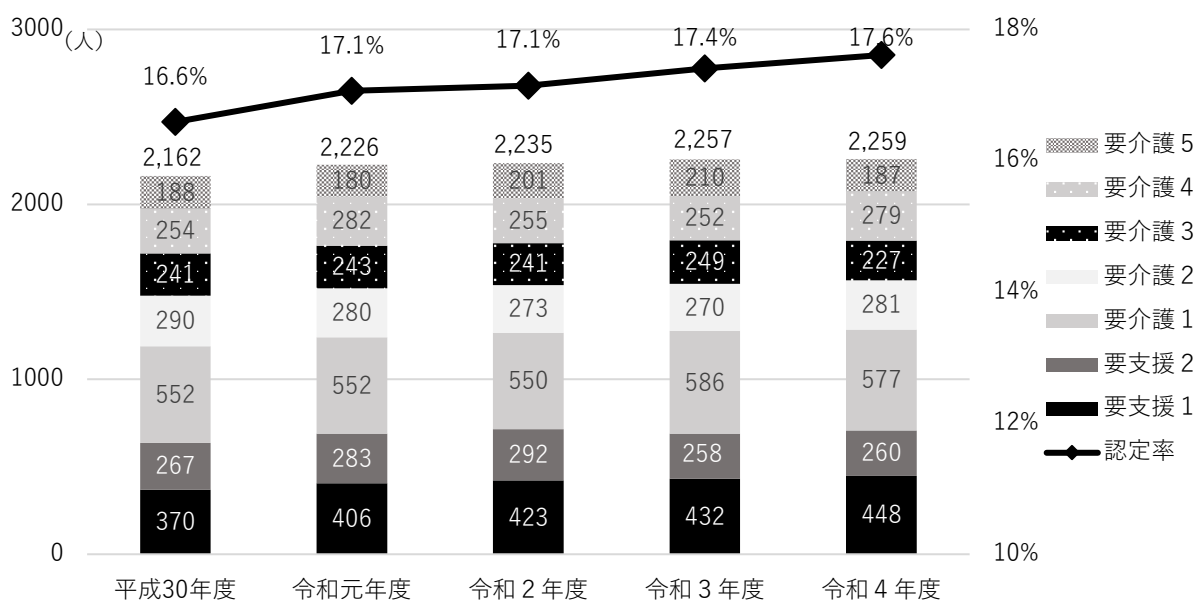


資料：国勢調査

(4) 要介護認定者

備前市の65歳以上の高齢者は増加していますが、要介護認定者数は近年ほぼ横ばいで推移しています。このため、近年の認定率もほぼ横ばいとなっています。

図表 2-7 要介護認定者

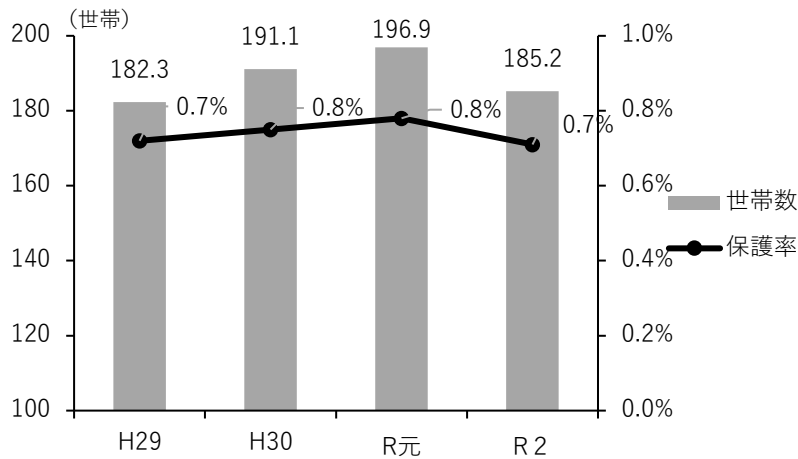


資料：介護福祉課（各年度末）

(5) 生活保護及び就学援助

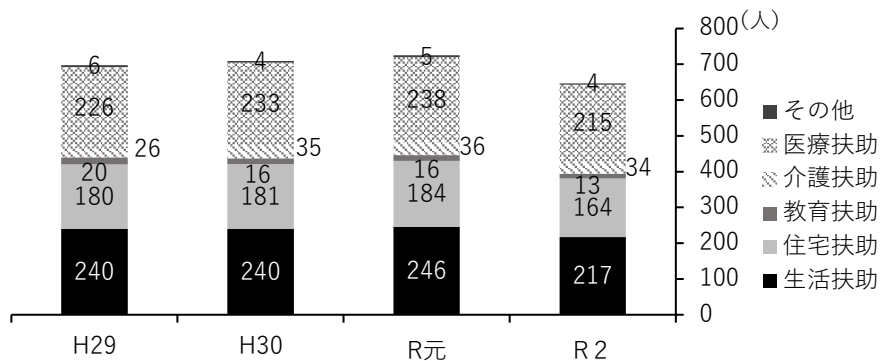
備前市の生活保護世帯数は、令和元年までは微増、令和2年度は微減、保護率0.7～0.8%の水準となっています。扶助別生活保護受給者では、令和2年度はすべての扶助で受給者数が減少したものの、ほぼ横ばい傾向です。世帯類型別では、近年、高齢者の割合が増加しています。また、就学援助を受けている児童生徒の割合は、全国及び岡山県に比べて低いものの、10人に1人以上が該当しています。

図表 2-8 生活保護世帯と保護率



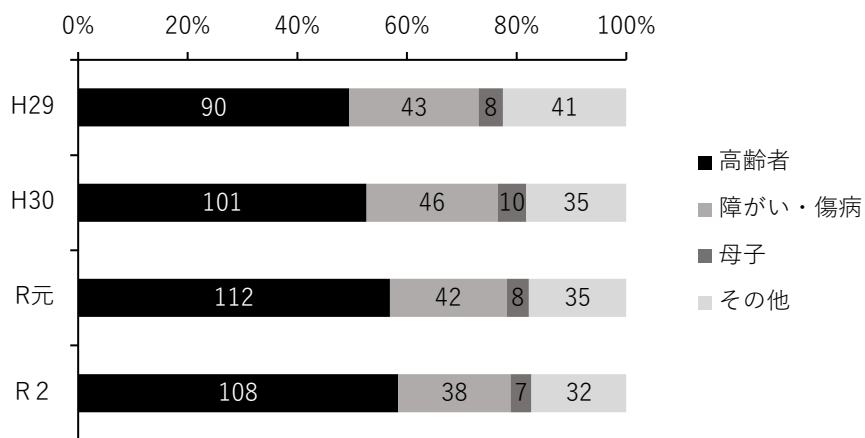
資料：福祉事務所（年度月平均値）

図表 2-9 扶助別生活保護受給者数



資料：福祉事務所（年度月平均値）

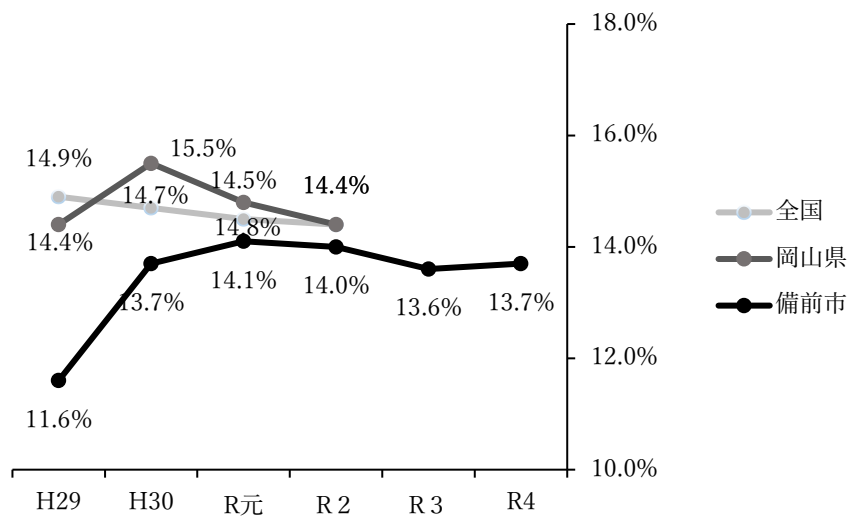
図表 2-10 世帯類型別生活保護世帯数



資料：福祉事務所（年度月平均値）

※数値は世帯数

図表 2-11 就学援助率



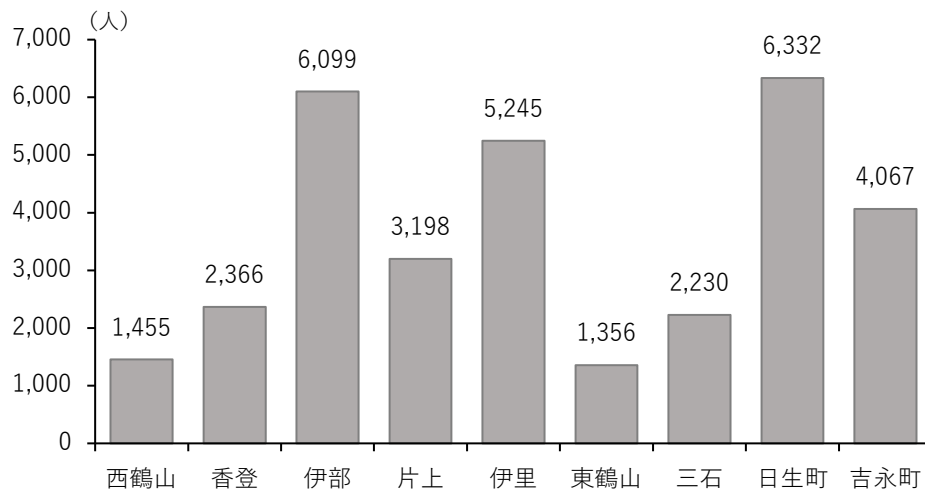
資料：教育総務課/文部科学省（各年7月1日）

2. 地区別の現状

(1) 人口総数

日生町、伊部、伊里地区以外は5千人以下、特に西鶴山、東鶴山地区は千人台と少なくなっています。

図表 2-12 人口総数

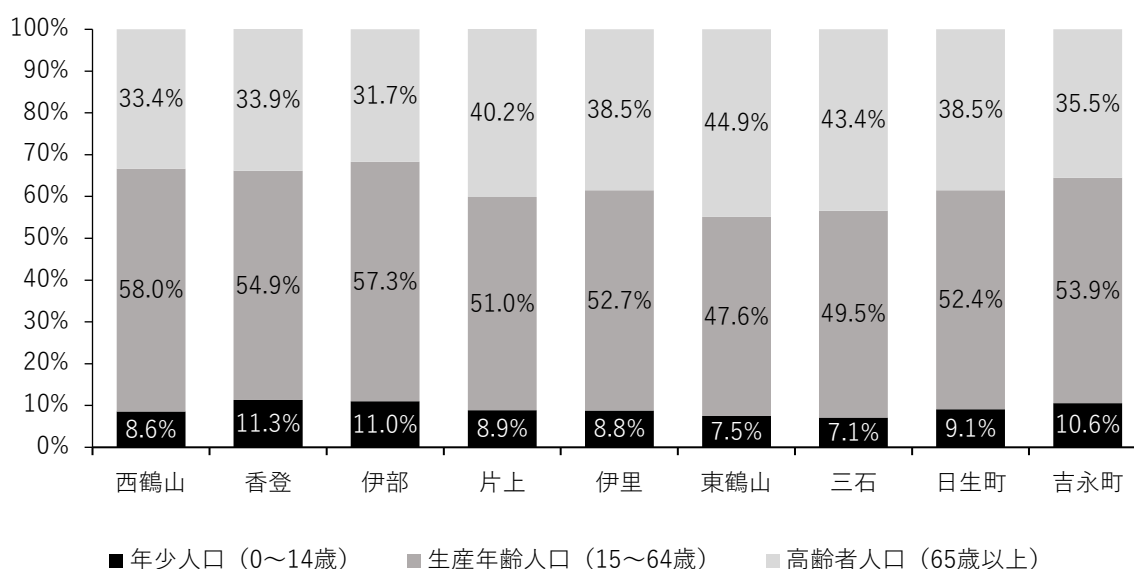


資料：住民基本台帳（2022年4月1日現在）

(2) 年齢3区分別人口比率

東鶴山地区は高齢者人口比率が44.9%と市内で最も高く、同時に生産年齢人口比率が47.6%と最も低くなっています。また、年少人口比率が最も高いのは香登地区の11.3%、最も低いのは三石地区の7.1%となっています。

図表 2-13 年齢3区分別人口比率

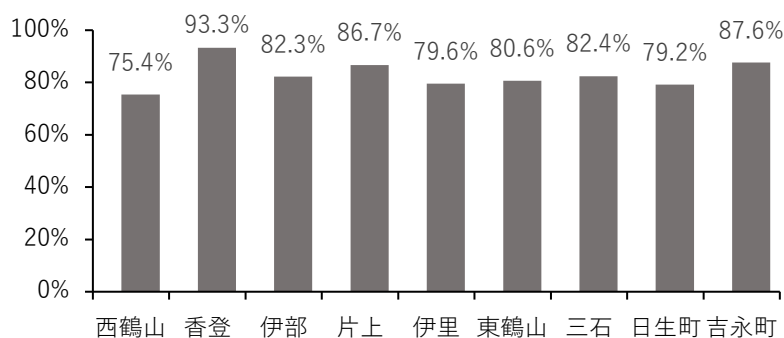


資料：住民基本台帳（2022年4月1日現在）

(3) 自治会加入率

自治会加入率は、全地区で75%を超えていると推定されます。

図表 2-14 自治会加入率

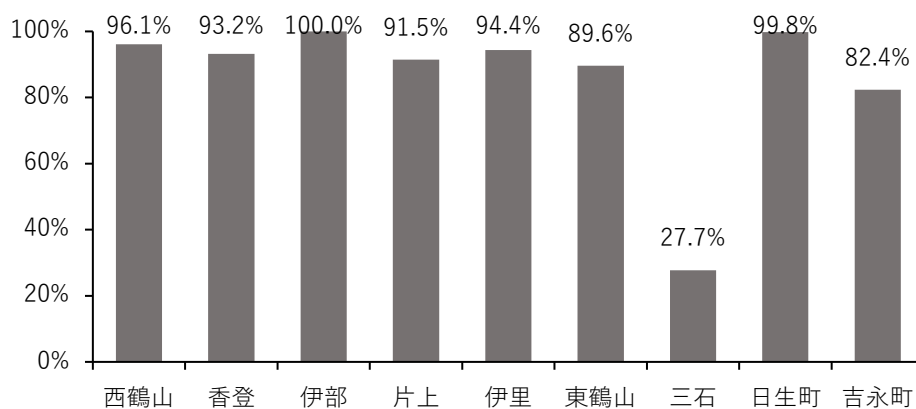


資料：地区別自治会加入率（推定）＝広報紙配布数/世帯数（2022年4月現在）

(4) 自主防災組織率

自主防災組織率は、三石地区では27.7%と低く、その他の地区では80%以上と高くなっています。

図表 2-15 自主防災組織率

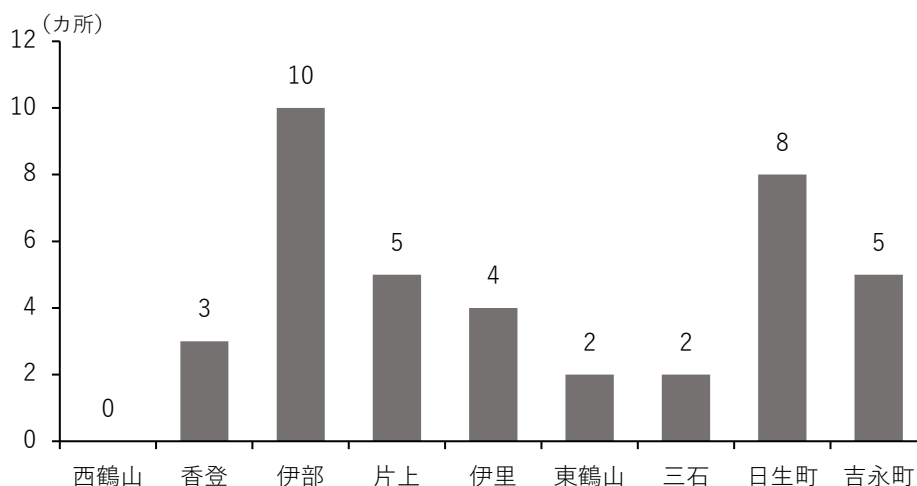


資料：組織率＝組織の活動範囲の世帯数/管内世帯数（2022年4月現在）

(5) 医療機関数

医療機関数は、伊部地区、日生町等人口の多い地区で多くなっています。

図表 2-16 医療機関数



資料：介護福祉課

※医療機関には、病院、診療所、歯科診療所を含んでいます。

第3章 地域福祉を取り巻く現状と課題

～現状と課題の分析について～

本計画の策定にあたって、住民の意見や意識、福祉関係者へ調査を実施しました。

◎実施した調査

① 地域福祉に関する住民アンケート

実施時期：2022年5月

対象者：市内に居住する18歳以上の市民

回収率：39.8%（回収数995件／配布数2,500件）

② 福祉関係者へのヒアリング調査（備前市社会福祉協議会主催）

実施時期：2022年5月～7月

対象：市内各種9団体

質問内容：①備前市の福祉の課題について

②①への取り組み

③その他



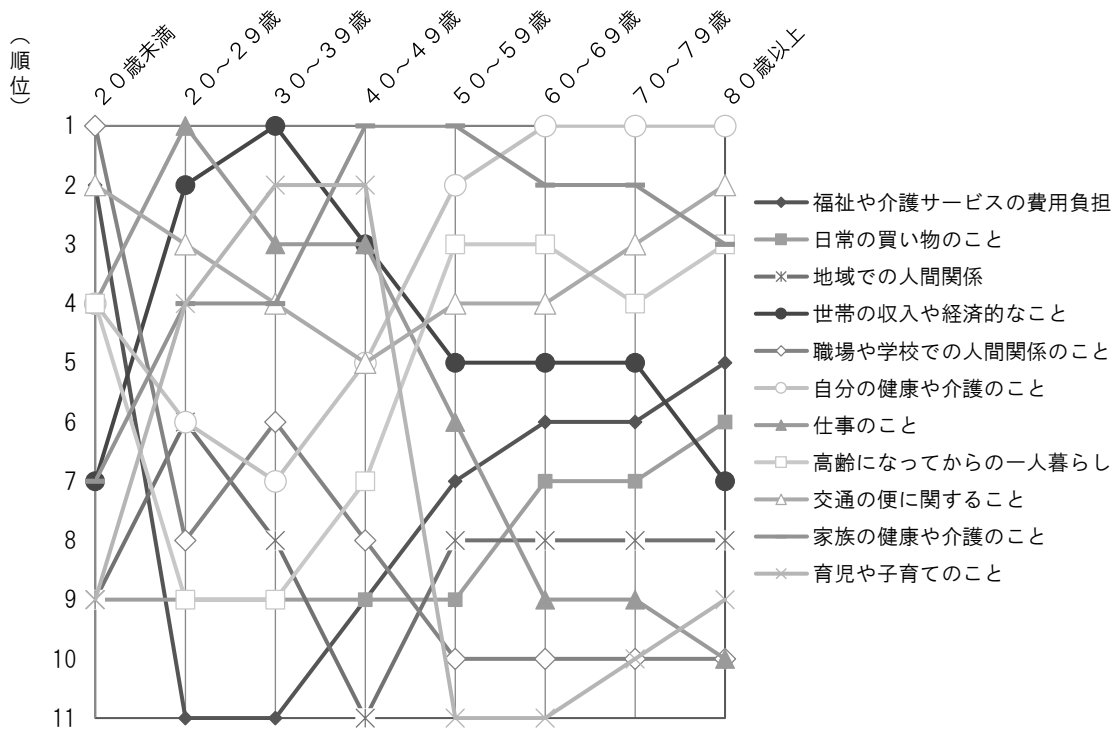
地域課題 1. 世代や置かれた環境による様々な不安や悩み

住民アンケートでは、20代から30代で世帯収入や仕事、育児や子育てに関する不安や悩みがあるとの回答が上位にあり、これらの課題を複合的に抱えながら生活している現実があるものと考えられます。一方、60代から70代では、自分や家族の健康や介護、高齢になってからの一人暮らし等に不安のあるとの回答が上位となっています。

また、交通の便に関することについての不安は、世代を問わず上位の回答となっています。

福祉関係者へのヒアリング調査においても、子育て家庭の不安や、一人暮らし等の不安の解消が求められています。

図表 3-1 日常生活で感じている不安や悩みの年代別順位



『地域福祉に関する住民アンケート』より

地域課題 2. 生活環境に対する不安

アンケートでは、日常の買い物の不安や悩みが高齢ほど上位になっています。一方、交通の便に関する悩みは、高齢者だけでなく20代以下でも上位の回答となっていることから、市内外への通勤、通学する若者にとっても切実な課題であることが分かりました。福祉関係者へのヒアリングにおいても、通院や買い物など移動手段の不安の声が多くありました。

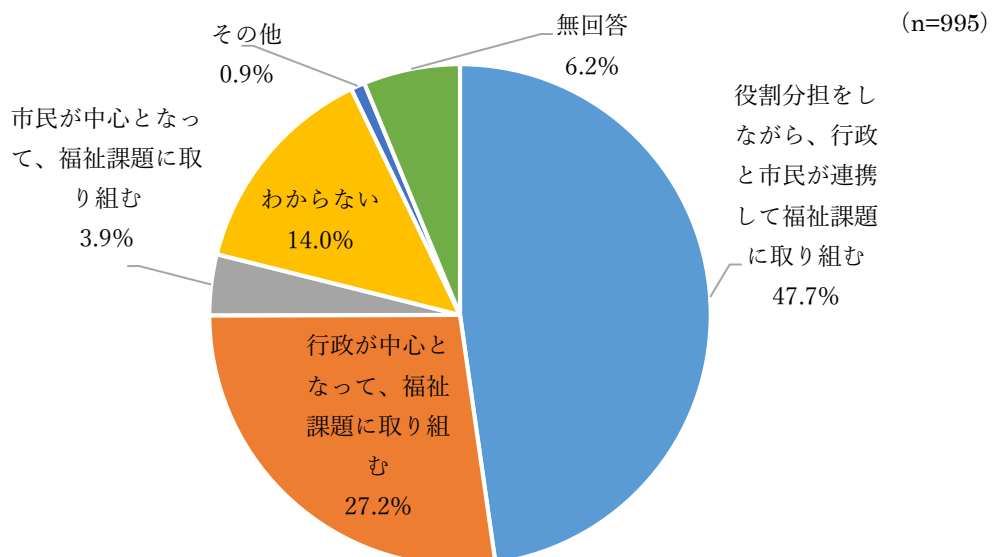
また、「災害時に住民が支え合うことのできる関係づくりに必要なこと」として半数を超える人が「支援の必要な人の居所が分かる地図を作成すること」を選択しており、それぞれの地域で実情に応じた細やかな体制づくりが求められています。

地域課題 3. 人材不足と地域力の低下

住民アンケート調査では、今後の行政と市民の関係のあり方について、47.7%の方が「役割分担をしながら行政と市民が連携して福祉課題に取り組む」と回答しており、今後は行政や関係団体があらゆる場面で高齢者や障がい者の枠を越えた協働のきっかけづくりを進め、住民参加の機運を高めていく必要があります。

また、福祉関係者へのヒアリングでは福祉サービス施設の不足や、行政・社会福祉協議会・各団体との連携が求められています。

図表 3-2 行政と地域住民の関係について



『地域福祉に関する住民アンケート』より

第1期計画の評価検証

第1期計画の各施策の事業について、以下のとおり評価を実施しました。各取り組みを5段階で評価した件数を表示しています。また、平均については各事業の評価を点数化して算出しています。（4：達成できた。3：概ね達成できた。2：一部達成できた。1：未達成。0：実施無し。）

【4つの視点別】

	未実施	未達成	一部達成	概ね達成	達成	総計	平均
意欲や行動を引き出す事業			2	8	13	23	3.5
組織や団体を支援する事業	2	2	6	10	21	41	3.1
支え合いの気持ちを育む事業	3	2	11	7	10	33	2.6
制度や環境を整える事業	1		1	9	16	27	3.4
総計	6	4	20	33	60	124	3.1

【方針別】

	未実施	未達成	一部達成	概ね達成	達成	総計	平均
ライフステージに沿った相談・支援体制の充実	2	1	9	13	33	58	3.3
(1) 身近に相談できる場の充実	1	1	2	2	7	13	3.0
(2) 子育て支援の充実			5	1	14	20	3.5
(3) 高齢者の相談・見守りの充実	1		1	7	8	17	3.2
(4) 生活困窮や社会的孤立の克服に向けた支援の充実			1	3	4	8	3.4
安心の生活環境の維持	3	2	8	11	12	36	2.8
(1) 地域包括ケアの体制づくり			2	5	4	11	3.2
(2) 防災・防犯活動の充実	3		5	2		10	1.6
(3) 快適かつ自立を目指した住環境の整備		2	1	4	8	15	3.2
地域を支える人材の育成と協働のネットワークづくり	1	1	3	10	15	30	3.2
(1) 生涯学習の推進と地域を担う人材育成			1	6	9	16	3.5
(2) 住民参加の推進とネットワークづくり	1	1	2	4	6	14	2.9
総計	6	4	20	34	60	124	3.1

令和3年度末時点

第4章 計画の基本的な考え方

1. 基本目標

誰もが 健やかに 住み慣れた場所で暮らし続けられる 地域づくり

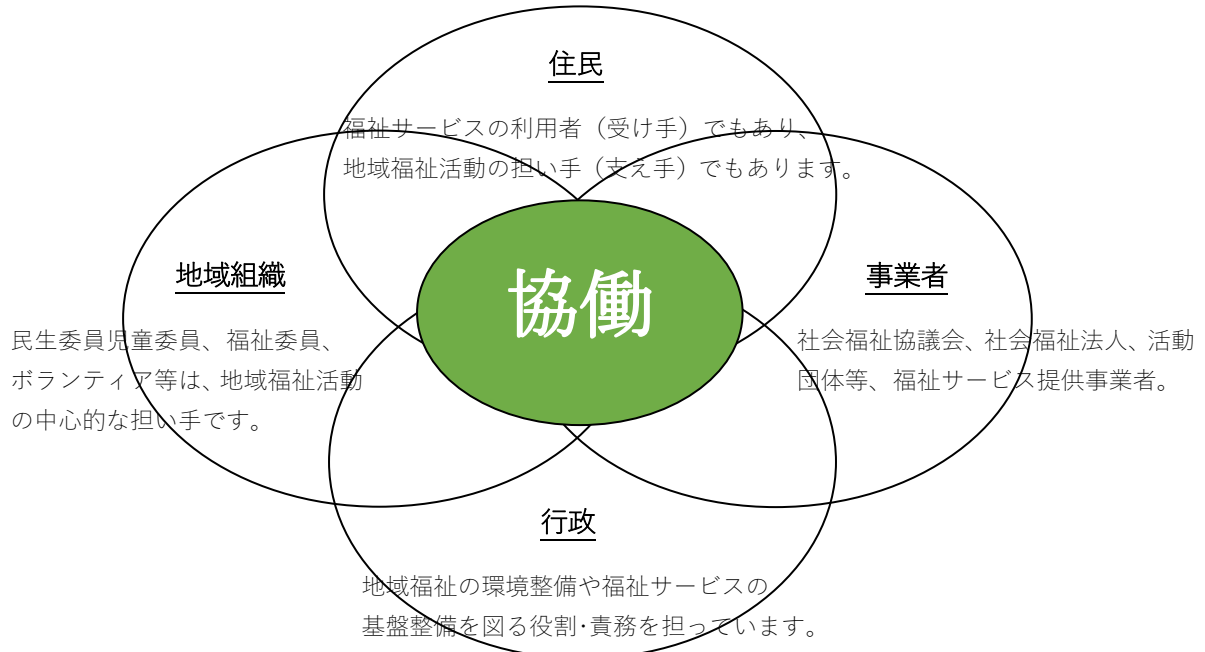
市民一人ひとりが抱える課題は、経済的事情や家庭環境を背景に多様な分野に渡りま
す。地域の生活課題も健康・介護・育児・障がい・孤立・防犯等多種多様です。

こうした様々な課題を1人で抱え込まず、地域の住民や組織、事業者、行政等が知恵
や力を出し合って解決策を実施することや、表面化していない潜在的な福祉ニーズを把
握して組織的に対応することのできる仕組みが求められています。特に、地域活動の主
体がますます高齢化している本市においては、地域住民が福祉の「受け手側」と「支え
手側」に分かれることなく、皆が役割を持ち対等な関係で支え合いながら活躍できる社
会「地域共生社会」を実現する必要があります。

こうした仕組みを作り上げていくには、地域住民、社会福祉事業者、社会福祉活動に
携わる人たち、さらに行政が一体となり、誰もが地域の生活課題を「他人事」ではなく
「我が事」の問題として捉え、それぞれの役割を果たしながら解決に必要な地域力を高
めていくことが重要です。

地域共生社会の実現を通して、本市に暮らす誰もが、住み慣れた地域で、人生の最後
まで尊厳をもって自分らしい生活を送ることができる「誰もが 健やかに 住み慣れた場
所で暮らし続けられる 地域づくり」を進めていきます。

図表 4-1 地域福祉を推進する協働のイメージ



2. 基本方針

基本目標である「誰もが 健やかに 住み慣れた場所で暮らし続けられる 地域づくり」を実現するため、備前市、備前市社会福祉協議会、地域住民、事業者が以下に示した3つの柱を基本方針として推進します。

これら3つの基本方針は地域課題の解決を目的として策定された前期計画を継承しています。

基本方針1 ライフステージに沿った相談・支援体制の充実

今回実施した住民アンケートでは、日常生活で感じている不安や悩みは年代別にはっきりと異なる結果が示されました。近年の情報ツールやソーシャルメディアの進化により、新たな価値観が生まれ、それに伴い住民ニーズは多様化、複雑化を続けています。相談対応から課題やニーズの本質を捉えるためにも、相談を受ける側に新たな知識や技能の習得が必要になっています。

健康・介護・育児・障がい・経済的困窮等の生活課題を抱えた世帯においては、周囲の気付きや支援が早ければ犯罪や虐待、孤独死等未然に防ぐことができたと考えられる事件が全国に何例もあります。このため、日常の見守りから変化の前兆を早期に発見し、専門機関へ確実につなぐ体制づくりが求められています。

(1) 身近に相談できる場の充実

市民の抱える不安は、子育てや家計、健康等さまざまなため、相談支援にはライフステージに沿ったきめ細やかな対応が必要です。また、住み慣れた地域で暮らすためには、気軽に相談できる人や場所が身近にある環境が重要です。

現在の制度やサービスだけでは解決できない課題も増えていることから、支援を必要とする人がどこに相談したらよいか、どのような支援が受けられるのかを容易に理解できる工夫が必要です。さらに、住民の悩みを身近に「丸ごと」受け止める包括的な相談支援体制の構築も求められています。

（２）子育て支援の充実

地域のつながりが希薄化する中、女性の社会進出や核家族化が進んだことにより、子育てに関する保護者のニーズは多様化しています。一方、これまで家庭や地域が担ってきた基本的な生活習慣や社会性等育む機能が低下していることから、保護者の仕事と家庭とのバランスをどのように保つべきか、地域で子どもを守り育てる環境をどのように維持すべきかが課題となっています。

（３）高齢者の相談・見守りの充実

一人ひとりの高齢者には、これまでに培った価値観や生活様式があり、身体機能や健康状態も個人差があるため、そのニーズはますます多様化、複雑化しています。生活課題を抱えた高齢者の増加が今後懸念される中、孤立を防ぐための見守りや困りごとを抱えた高齢者への早期の相談対応、課題解決と自立に向けた支援体制の強化が重要になっています。

（４）生活困窮や社会的孤立の克服に向けた支援の充実

本市の生活保護世帯の内訳を見ると、高齢者世帯とともに稼働年齢層と考えられる「その他の世帯」が徐々に増加しています。また、生活保護に至っていないものの生活や就労の課題から経済的に困窮する若者の増加が懸念されます。社会参加や労働意欲の高揚等に向けた伴奏型の支援が望まれるとともに、多様な就業形態を望む若者の受け入れに関して企業等の理解、協力も必要となります。専門のケースワーカーによる訪問や相談活動のほか、民生委員や医療機関、地域包括支援センター等と連携し、適切な助言や指導、援助が必要です。ハローワーク等と連携し、生活困窮者の自立に向けた支援を行っていくとともに、社会的孤立の状態に陥った人に早期に気付き、専門機関につなげられるような地域の見守り体制の充実が求められています。

基本方針 2 安心の生活環境の維持

少子化や若者の都市部への流出により、本市では過疎化・高齢化が一段と進行しています。若年世代の減少や自治組織力の低下を踏まえて、災害や犯罪から市民を守るための取り組みを再考、再編する必要があります。全国では高齢化と人口減少により、食料品店やガソリンスタンド、金融機関、医療機関、介護事業所等生活に不可欠な社会資源が維持できなくなるケースが生じており、本市も例外ではありません。また、特に公共交通が不便な地域では、運転免許を返納した高齢者の移動手段をどのように確保するか、その対策が急務となっています。

いつまでも住み慣れた地域で暮らすことのできる社会を構築するため、将来の社会構造を見据えながら、誰もが自立した生活を送るために必要な環境を整備するとともに、地域に住む住民同士の助け合いや支え合いにより、暮らしの不安や悩みを互いに補完し合う取り組みが求められています。

(1) 地域包括ケアの体制づくり

超高齢社会を迎え、ひとり暮らしの高齢者や日常生活に介護を要する高齢者の増加が想定される中、個人の選択を尊重しつつ、できるだけ住み慣れた地域で生活できるよう、高齢者を地域で支える「地域包括ケア」の仕組みづくりが進められています。さらに、高齢者や障がい者が、これまで培われた知識や能力を発揮しながら、地域社会との関わりを続けていくことで、地域社会の担い手として活躍できるような環境づくりが求められます。

また、増え続ける社会保障費や医療・介護の人材不足が懸念される中、医療や介護を必要とする方へ必要なサービスが行き届く体制が将来にわたって持続できるよう、「地域の医療と介護を守る」ことへの住民意識の醸成が求められています。

(2) 成年後見制度促進による権利擁護の推進 (備前市成年後見制度利用促進基本計画)

認知症その他原因により判断能力が十分ではない人の増加が見込まれていることや複雑化する社会において本人の権利を守る社会的ニーズが高まっていることから、意思決定支援の実施や財産管理などについて成年後見制度を活用した支援が必要となっています。また、誰もが住み慣れた地域で自分らしく暮らすことができる共生社会の実現にむけて、中核機関を中心に市民後見人や金融機関など様々な地域資源が関係する権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築が必要となっています。

（３）再犯防止等の推進（備前市再犯防止推進計画）

犯罪をした者等の中には、貧困や疾病、し癩、厳しい生育環境等、様々な生きづらさを抱え、立ち直りに多くの困難を抱える者が少なくありません。このような生きづらさを抱える犯罪をした者等に対応し、その再犯を防止するためには、刑事司法の関係機関による取り組みに加えて、地域社会での孤立することなく、再び社会を構成する一員となることが出来るように、国、地方公共団体、民間団体等が連携して「息の長い」支援を行う必要があります。取り分け、福祉、医療、保健などの各種行政サービスを提供することが可能な基礎自治体である市の役割が極めて重要になってきます。

（４）防災・防犯活動の充実

2011年の東日本大震災や2016年の熊本地震による被災地の惨状、2018年には岡山県に戦後最大級の水害をもたらした西日本豪雨など、度重なる集中豪雨による甚大な被害、さらに発生の可能性が高いとされる南海トラフ地震の脅威を伝える報道等から、市民の自然災害への不安と防災に対する関心はますます高まっています。

市民一人ひとりが自分の安全は自分で守るという意識を啓蒙しながら、災害時に支援を必要とする高齢者や障がい者、乳幼児等をもれなく把握し、心身の状態や住まいの状況に応じた個別の支援計画を関係者間で共有する等のきめ細かな取り組みが必要になっています。

また、子どもや高齢者が犯罪や事故に巻き込まれることなく、安心して暮らせる社会を維持するため、地域住民や関係機関、学校、行政等が協力して地域ぐるみで見守る体制の強化が重要となっています。

（５）快適かつ自立を目指した住環境の整備

高齢になっても住み慣れた地域で自分らしい生活を送るためには、買い物や趣味、学習等自らが定めた目的や目標に応じて行動することのできる環境づくりが不可欠です。このため、公共施設等のバリアフリー化や地域住民の生活動線に沿った利用しやすい公共交通体系の構築を進める必要があります。

また、清潔で快適な生活環境を維持するため、清掃活動、公害や不法投棄の防止、有害鳥獣の対策等に地域住民や関係機関、行政が一体となって取り組む必要があります。

基本方針3 地域を支える人材の育成と協働のネットワークづくり

さまざまな地域課題の解決にあたって、その地域に暮らす人々の参加は欠かせません。住民自身が地域の課題に向き合い、関係機関や行政とともに解決策を熟慮し、合意を形成することにより、課題の本質を捉えた解決策を生み出し、効果的に実践することができます。

また、地域課題の解決に必要な能力を養うための社会教育の推進や、地域住民を含むすべての関係者が、地域の課題を「他人事」でなく「我が事」として捉える意識の醸成は極めて重要です。このような意識の高い住民が活動のネットワークを形成することにより、さらに強固な支え合いの基盤の形成が期待されています。高齢化が進む本市では、すでに多くの高齢者が地域で主体的に活動していることから、今後は高齢者だけではなく他の世代や障がいのある方を交えて、住民同士の活発な交流や支え合いの意識の高いコミュニティづくりを支援していく必要があります。

さらに、支え合いの意識の高い人材が地域の担い手やリーダーとして活躍できる環境を整えるため、協力・連携機関となるボランティア、NPO法人、その他の関係団体、そして行政が組織の資質を高め、相互のネットワークを強化し、いつでも連携、協働できる体制を整備することが必要です。また、連携や協働の分野も福祉、介護、医療にとどまらず、教育、環境、農林水産等さまざまな業種や職種が交流し、知恵と力を結集することで、地域経済の活性化と地域課題の解決が同時に図られるような、新たな取り組みにも期待ができます。このため、異業種間の調整や関係機関と担い手とをつなぐ「コーディネーター」の役割が大変重要となります。

(1) 生涯学習の推進と地域を担う人材の育成

暮らしやすい地域を実現するためには、そこに暮らす市民が「生活のしづらさ」の原因となる課題を洗い出し、最善の解決策を互いに話し合う場が必要です。このようなまちづくりへの参加を通じて人材を育成する生涯学習プログラムを策定する取り組みが重視されています。また、地域を支えるリーダーや協力者の掘り起こしのため、生活支援コーディネーターの養成と活躍が期待されています。

(2) 住民参加の推進とネットワークづくり

自身の暮らす地域課題を分析し、解決策の検討から実施までの各プロセスに多くの市民が積極的に参加することで市民満足度の向上が期待されます。また、このような住民同士の交流を通じてコミュニティ活動やボランティア活動が活性化し、活動のネットワークが「点」から「線」、「線」から「面」へとその密度を高めることにより、強固な支え合いの基盤の構築が期待されます。

3. 計画の体系

基本目標

誰もが 健やかに 住み慣れた場所で暮らし続けられる 地域づくり

基本方針

1. ライフステージに沿った
相談・支援体制の充実

基本施策

(1) 身近に相談できる場の充実

(2) 子育て支援の充実

(3) 高齢者の相談・見守りの充実

(4) 生活困窮や社会的孤立の克服
に向けた支援の充実

2. 安心の生活環境の維持

(1) 地域包括ケアの体制づくり

(2) 成年後見制度利用促進による権利擁護
の推進 (備前市成年後見制度利用促進基本計画)

(3) 再犯防止等の推進
(備前市再犯防止推進計画)

(4) 防災・防犯活動の充実

(5) 快適かつ自立を目指した住環境の整備

3. 地域を支える人材の育成と
協働のネットワークづくり

(1) 生涯学習の推進と
地域を担う人材の育成

(2) 住民参加の推進と
ネットワークづくり

第5章 地域福祉計画・地域福祉活動計画

～施策における4つの視点～

地域福祉の推進にあたっては、地域住民が福祉の「受け手側」と「支え手側」に分かれることなく、対等な関係で支え合う「地域共生社会」の実現に向けて、各種事業を引き続き展開していきます。

地域の支え合いの関係を強化するには、支援を受けながら生活している高齢者や障がい者が、これまでの経験を活かした分野で「支え手側」として活躍できるような働きかけや環境づくりが必要です。このような観点から、今後の地域福祉に関する施策は、「地域共生社会」の理念に基づき、多方面からもれなく重層的に事業を展開する必要があります。

本計画では、課題解決に向けて各施策の中で取り組む事業を下記の1～4の4つの視点から整理しました。これにより、それぞれの事業を担当する部署や団体が集まり、共通課題への対応策が協議しやすくなるとともに、節目ごとに取り組みの達成度を評価する際、住民ニーズの視点から各事業の効果を検証しやすくなります。

1. 意欲や行動を引き出す事業

支援の必要な人へ直接働きかけることで、本人の意欲や行動を引き出すタイプの事業。

2. 組織や団体を支援する事業

支援の必要な人を援助する団体や組織に働きかけることで、支援する力を強化するタイプの事業。

3. 支え合いの気持ちを育む事業

支え合いや助け合いの機運を高めることで、支援の必要な人に対する住民の自発的な行動を引き出すタイプの事業。

4. 制度や環境を整える事業

支援に必要な制度を創設、運用、活用したり、あるいは施設等の物的な環境を整備したりするタイプの事業。

基本方針 1 ライフステージに沿った相談・支援体制の充実

それぞれの年代や生活環境により生じるさまざまな不安や悩みに対して、気軽に相談できる窓口や人材を配置し、課題の解決を図ります。

(1) 身近に相談できる場の充実

住民アンケートからは、相談相手がいない不安や人間関係、仕事への不安や悩みを抱える市民の声がありました。市民からの多種多様な相談、複雑な相談に対応できる体制づくりを進めます。

1) 身近な相談窓口の情報を発信する

意欲や行動を引き出す事業

取組目標	
市の取組	○「こんなときどこに相談したらよいか」が一目で分かる一覧表やパンフレットを作成・配布し、市民への相談窓口の周知に努めます。 担当課：保健課、介護福祉課、社会福祉課 等
社協の取組	○相談窓口が一目で分かる一覧表をホームページに掲載し、相談事業の広報・周知に努めます。

2) 複合的な相談にも対応できる人材・組織を育成する

組織や団体を支援する事業

取組目標	
市の取組	○複雑多様化する課題への相談対応と自立支援のため、関係機関との連携を強化し、組織的に対応します。 ○民生委員児童委員や自治会長等への研修を充実し、知識や技術の習得を支援します。 ○障がい児・障がい者の相談支援体制の強化のため基幹相談支援センターを設置し、相談事業者への専門的な指導助言を行い人材育成につながるよう支援します。 担当課：市民協働課、保健課、介護福祉課、社会福祉課 等
社協の取組	○相談対応の知識充実に向けて、地区社協役員・福祉委員等への研修を実施します。 ○誰でも気軽に相談出来る住民同士の交流の場づくりを推進します。

3) 困りごとを地域の課題として共有する

支え合いの気持ちを育む事業

取組目標	
市の取組	○抱える問題が深刻化、複雑化しないうちに適切な相談や支援につなげられるよう、住民同士の声かけや交流を大切にします。 担当課：市民協働課、保健課、介護福祉課、社会福祉課 等
社協の取組	○地区社協・福祉委員等への研修で声かけ・見守りを推進し、身近な相談相手となれるよう支援します

4) 最善の支援につなげるための枠組みをつくる

制度や環境を整える事業

取組目標	
市の取組	○市役所相談窓口をワンストップ化するとともに、プライバシーに配慮した相談室を整備する等総合相談機能の充実を図ります。 ○地域課題の解決に向けた一策として、自殺対策計画を策定します。 担当課：保健課、介護福祉課、社会福祉課 等
社協の取組	○法律が複雑に関係する相談にも応じられるよう、弁護士や司法書士による相談会を実施します。 ○弁護士・司法書士・各専門職が一同に集まる「なんでも相談会」を実施します。

(2) 子育て支援の充実

住民アンケートでは、20～30代で育児・子育ての不安や悩みを持つ割合が高く、子どもの見守りや教育環境の改善等子育て支援の充実を望む意見もありました。子育て世帯が安心して子どもを育てられるよう支援の充実を図ります。

1) 本人や保護者を支援する

意欲や行動を引き出す事業

取組目標	
市の取組	<ul style="list-style-type: none"> ○子育てに関する福祉サービスや相談窓口を一覧化し、広報紙やホームページを通じて広く情報提供します。 ○保健師等の専門職が育児や家庭の悩み、児童虐待等に関する相談に対応します。 担当課：保健課、こども家庭課 等

2) 子育て支援に関わる人材・組織を育成する

組織や団体を支援する事業

取組目標	
市の取組	<ul style="list-style-type: none"> ○NPOや子育てサークルの活動を支援します。 ○愛育委員による声かけ、見守り活動を支援します。 ○民生委員児童委員による学校と地域の橋渡しとなる活動を支援します。 ○子育て支援拠点施設に配置されている子育てコーディネーターの活動を支援します。 ○子どもの居場所づくりを推進します。 担当課：市民協働課、保健課、介護福祉課、社会福祉課、こども家庭課 等
社協の取組	<ul style="list-style-type: none"> ○NPO・子育てサークルの活動を支援します。 ○地区社協・ボランティア団体等と連携して多世代の交流を支援し、顔の見える地域づくりを目指します。

3) 地域で子どもを守り育てる活動を支援する

支え合いの気持ちを育む事業

取組目標	
市の取組	<ul style="list-style-type: none"> ○愛育委員・栄養委員の協力を受けて地域の母親が推進する健康支援事業を支援します。 ○関係機関や地域が連携し、地域の実情に応じた居場所づくりを含む学習支援、生活支援等の取り組みを進めます。 ○登下校時の見守りやあいさつ活動、防犯パトロールの実施等、地域の見守りの活動を支援します。 担当課：保健課、こども家庭課、社会教育課、社会福祉課、市民課 等
社協の取組	<ul style="list-style-type: none"> ○登下校時の見守り活動・防犯パトロール等の活動を支援します。 ○福祉委員研修会を実施し、ヤングケアラーなど困難をかかえる家庭を「見つける・知らせる」活動を推進します。

4) 安心して子育てのできる制度や環境を整備する

制度や環境を整える事業

取組目標	
市の取組	<ul style="list-style-type: none"> ○乳幼児健診、訪問、育児相談等を実施して母と子の健康維持と子育て支援に努めます。 ○地域の子育て支援の拠点として子育て支援センター等の活動を充実します。 ○病児・病後児保育を推進し、子育てと仕事の両立を支援します。 ○放課後児童クラブの運営により、親の就労支援と児童の健全育成の場を提供します。 担当課：保健課、こども家庭課 等

(3) 高齢者の相談・見守りの充実

住民アンケートにおいて、高齢になって孤立していくことへの不安が多数あげられました。民生委員児童委員や老人クラブ等の組織と連携し、地域ぐるみで高齢者を見守る体制づくりを推進していきます。

1) 本人や家族を支援する

意欲や行動を引き出す事業

取組目標	
市の取組	○地域包括支援センターを中心に、社会福祉士や保健師等の専門職がフレイルや介護、高齢者虐待等に関する相談に対応し、適切な支援につなげます。 担当課：介護福祉課 等
社協の取組	○心配ごと相談を毎週開設し、日常の困りごと・他人に言えないこと等の相談に対応します。

2) 高齢者の生活を支援する人材・組織を育成する

組織や団体を支援する事業

取組目標	
市の取組	○地域のサロンを運営するボランティアの活動を支援します。 ○民生委員児童委員による一人暮らしの高齢者の見守り活動を支援します。 ○老人クラブ等が行う支え合いの活動を支援します。 担当課：社会福祉課、介護福祉課 等
社協の取組	○日常生活でゴミ出しや電球の交換等ちょっとした手助けを行うボランティアの活動を支援します。 ○地域のサロンを運営するボランティアの活動を支援します。 ○生活支援の担い手の発掘に努め、支援のネットワーク化を進めます。

3) 地域で高齢者を見守る活動を支援する

支え合いの気持ちを育む事業

取組目標	
市の取組	<p>○小中学生を対象に、認知症等が理由で支援を必要とする高齢者の実情を周知し、地域での積極的な支援活動への参加を促します。</p> <p>○小さな変化や気づき等民生委員児童委員や地域住民からの情報を収集する体制をつくります。</p> <p>担当課：介護福祉課、社会福祉課 等</p>
社協の取組	<p>○「見つける・知らせる」の役割を担う福祉委員の設置を市内全域に推進します。</p> <p>○地区社協やボランティア団体等と協力し、友愛訪問活動や世代間交流の場づくりを支援します。</p>

4) 孤立を防ぐ制度や環境を整備する

制度や環境を整える事業

取組目標	
市の取組	<p>○万が一に備えて救急医療情報キットの普及と情報更新に努めます。</p> <p>担当課：介護福祉課 等</p>
社協の取組	<p>○地域サロン立ち上げの契機として高齢者憩いの場事業の積極的な活用を促し、閉じこもり防止につながる活動を支援します。</p>



(4) 生活困窮や社会的孤立の克服に向けた支援の充実

2015年4月に施行された「生活困窮者自立支援法」を受けて、生活保護には至らなくとも経済的に困窮している方を対象に、就労、健康、家族等のさまざまな課題を包括的に受け止めながら自立に向けた支援を行う取り組みが始まっています。備前市においても専門の支援員が生活と就労に関する相談に対応する窓口を設置するとともに、就職活動を支えるための家賃費用を期限付きで給付する取り組み等を実施しています。

今後も関係機関と連携しながら、生活困窮や社会的孤立から早期に脱却するための支援体制の充実を進めていきます。

1) 自立に向けて本人を支援する

意欲や行動を引き出す事業

取組目標	
市の取組	○労働市場への積極的な再挑戦を可能にするよう、ハローワーク等と連携した就労支援を推進し、早期就労を図ります。 ○ひとり親家庭については、就職に有利な資格や技能取得に向けての支援を行います。 担当課：社会福祉課、こども家庭課 等

2) 支援する組織や団体の活動を応援する

組織や団体を支援する事業

取組目標	
市の取組	○経済的困窮や社会的孤立は地域の課題として、自治会・町内会や民生委員児童委員等による日常的な見守りを推進します。 担当課：社会福祉課 等
社協の取組	○福祉委員と民生委員児童委員等の連携した声かけ見守りを推進します。

3) 地域で見守り、支援につなげる

支え合いの気持ちを育む事業

取組目標	
市の取組	○経済的困窮や社会的孤立の状態に陥った人に早期に気づき、自立に向けて適切な支援が受けられるよう、地域の情報交換や見守り活動の充実等住民主体の助け合いを支援します。 担当課：社会福祉課 等
社協の取組	○地区社協・福祉委員等への研修で、声かけ・見守りを推進します。

4) 制度を活用して自立につなげる

制度や環境を整える事業

取組目標	
市の取組	○離職により経済的に困窮し、住宅を喪失した方又は喪失するおそれのある方に、家賃相当分の給付金を有期で支給するとともに、住宅及び就労機会の確保に向けた支援を行います。 ○ひとり親家庭等の生活の安定のため、児童扶養手当の支給や医療費助成等経済的支援を行います。 担当課：社会福祉課、こども家庭課 等
社協の取組	○就労や自立に向けて、生活福祉資金の貸付や日常生活自立支援事業の利用等の相談に対応します。 ○家計について悩みのある方の、家計の立て直しを支援します。

基本方針2 安心の生活環境の維持

高齢化とともに、病気や介護への不安を抱える住民が増えていると考えられます。また、地震、豪雨等の自然災害や特殊詐欺をはじめ、社会的弱者を狙った犯罪からどのように身を守るべきか、対策を求める声が上がっています。

一方、公共交通や買い物の不便さ等、社会資源が住民ニーズに十分応えきれていない課題が「生活しづらい」「自立が阻害されている」といった不満や不安の声となって表出しています。

安心で自立した生活を営むことのできる地域社会に向けて、住民参加のもと関係機関や行政がともに知恵をしぼり、協働することで暮らしの満足度の向上を図ります。

(1) 地域包括ケアの体制づくり

医療や介護を必要とする高齢者は、今後さらに増加する見込みで、認知症や一人暮らしへの不安の声も多く見られます。高齢になっても自信をもって生活できるよう、介護予防や自立支援に取り組むとともに、住み慣れた地域で必要な医療・介護サービスが受けられるよう「地域包括ケア」の体制づくりを進めます。

1) 適切なケアマネジメントにより自立を支援する

意欲や行動を引き出す事業

取組目標	
市の取組	<ul style="list-style-type: none">○障がい、介護サービス等の社会資源を一覧化し、パンフレットやホームページを通じて情報を発信します。○健康相談、健康教育を行い、体とこころの健康づくりの普及に努めます。○到達目標を明確にしたうえで、社会資源を有効活用しながら本人の能力を最大限に引き出す自立支援型ケアプランを作成します。 担当課：保健課、介護福祉課、社会福祉課 等

2) 地域包括ケアを支える人材や組織を育成する

組織や団体を支援する事業

取組目標	
市の取組	<p>○地域全体の健康増進に貢献する愛育委員・栄養委員の活動を支援します。</p> <p>○医療・介護・福祉のサービスが一体的に提供できる体制を整備するため、専門職や事業所間のネットワークの構築と連携の強化に努めます。</p> <p>○ケアマネジメント力の向上のため、ケアプラン事例検討会や各種研修を通じて介護支援専門員の知識や技術の向上を図ります。</p> <p>担当課：保健課、介護福祉課 等</p>

3) 地域の医療と介護を守る取り組みを支援する

支え合いの気持ちを育む事業

取組目標	
市の取組	<p>○健康で自立した暮らしを支援するため、サロンの啓発と実践、地域単位での健康増進や介護予防の啓発と実践に取り組みます。</p> <p>担当課：保健課、介護福祉課 等</p>

4) 住み慣れた地域で暮らし続けるための制度や環境を整備する

制度や環境を整える事業

取組目標	
市の取組	<p>○市立3病院で連携し、休日・平日夜間についても受け入れ可能な救急医療体制の充実を図ります。</p> <p>担当課：病院事業 等</p>

(2) 成年後見制度利用促進による権利擁護の推進 (備前市成年後見制度利用促進基本計画)

地域で権利擁護の支援を必要とする人が、成年後見制度などの適切な支援につながり、尊厳ある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できるような体制づくりが求められています。

その為には、成年後見制度などの周知をはじめ、適切な相談支援を行う必要があり、制度を安定的に利用できるよう、地域の権利擁護支援の担い手として市民後見人の養成や専門職後見人の確保が重要と考えます。このような課題に取り組みながら、福祉、司法の専門職や様々な地域の関係機関が、それぞれの役割を果たしながら地域で支え合う仕組みの充実を目指して権利擁護支援の地域連携ネットワークを構築していきます。

1) 成年後見制度に関する広報機能を拡充する

意欲や行動を引き出す事業

取組目標	
市の取組	○広報紙や市ホームページなどを活用した幅広い世代への周知を行います。 担当課：社会福祉課 等

2) 成年後見制度に関する相談機能を拡充する

組織や団体を支援する事業

取組目標	
市の取組	○各相談支援機関の制度理解を促進し、相談対応への強化を行います。 担当課：社会福祉課 等
社協の取組	○成年後見制度、日常生活自立支援事業の普及、啓発に努めます。

3) 市民後見人等の養成及び支援をする

支え合いの気持ちを育む事業

取組目標	
市の取組	○市民後見人や司法・福祉の専門職等による後見人の担い手の確保に努めます。 担当課：社会福祉課 等
社協の取組	○市民後見人情報交換会に参加し、市民後見人と情報交換、認識を共有しながら連携を図ります。

4) 権利擁護支援の地域連携ネットワークの機能強化に向けた取り組みの実施

制度や環境を整える事業

取組目標	
市の取組	○各相談支援機関の参加を促進し、中核機関との連携強化に取り組みます。 担当課：社会福祉課 等



(3) 再犯防止等の推進（備前市再犯防止推進計画）

犯罪をした者等の社会復帰への支援を推進することで、再犯を防止し、安全安心な地域社会の実現を目指します。福祉サービスや就労支援、民間協力者への支援など、様々な支援を横断的に実施し、社会からの孤立を防ぎます。

1) 就労及び住居の確保支援をする

意欲や行動を引き出す事業

取組目標	
市の取組	○就労支援の推進・早期就労支援・自立支援金給付等の支援を行います。 ○離職による経済困窮のため住宅喪失の恐れのある方への家賃給付等の支援を行います。 ○協力雇用主の確保や入居の促進並びに入居後の居住支援に取り組む関係機関への支援を行います。 担当課：社会福祉課 等

2) 民間協力者の活動の促進等、広報・啓発活動の推進

組織や団体を支援する事業

取組目標	
市の取組	○更生保護団体への活動支援や市による広報活動を通じた地域の理解の向上を推進します。 担当課：社会福祉課 等

3) 非行防止等の取り組みを推進する

支え合いの気持ちを育む事業

取組目標	
市の取組	○更生保護団体その他関係機関と連携の上、地域の見守りや担い手の確保への取り組みを推進します。 担当課：社会福祉課 等

4) 保健医療及び福祉サービスの利用を促進する

制度や環境を整える事業

取組目標	
市の取組	○地域社会での孤立や排除を防ぎ、必要な医療及び福祉サービスが利用できる体制への支援を行います。 担当課：社会福祉課 等
社協の取組	○生活福祉資金の貸付、日常生活自立支援事業の利用等の相談対応を行います。

こんなご意見もあります！



※住民アンケート「地域に支えられた（助けられた）と感じたのはどんな時でしたか。」の間には次のような回答がありました。

- 義母の介護が必要で、ご近所の方から「いかがですか？」と声かけをしていただけて、気にかけていただけているのだとほっとすることができた。（60歳代 女性）
- 地域の運営やボランティア活動で多くの方々に支えられている。（60歳代 男性）
- 地域の方に自分達の子どもをかわいがってもらった。庭仕事で出たごみの片付けを手伝ってもらった。地域の子ども達の活動で、ボランティアとしてお手伝いして下さった。（40歳代 女性）
- 母親が入院したときに近所の方にごはんのおかずをいただいたりして助けられた。（20歳代 男性）

このほかにもたくさんの心温まる回答がありました。支え合いの意識の高いコミュニティづくりが期待できます。

(4) 防災・防犯活動の充実

災害が発生しても地域に暮らす高齢者や障がい者、乳幼児等の安全が確保される体制づくりを推進します。また、地域の安心で安全な暮らしのため、住民や関係機関との協力のもと防犯活動を推進します。

1) 地域の要配慮者や子どもたちを災害・犯罪から守る

意欲や行動を引き出す事業

取組目標	
市の取組	<p>○災害の種類により指定された避難所を広く周知するとともに、看板による避難所の明示や沿岸部の海拔表示を設置します。</p> <p>○災害発生時、特に配慮が必要と考えられる市民には、個別の状況に応じた支援計画を策定します。</p> <p>担当課：危機管理課、介護福祉課、社会福祉課 等</p>

2) 地域の防災・防犯組織の体制を充実する

組織や団体を支援する事業

取組目標	
市の取組	<p>○避難行動要支援者等の安否確認や避難誘導が円滑に行えるよう、警察署、消防関係、自主防災組織、社会福祉協議会や民生委員児童委員等との協力連携を強化します。</p> <p>○大規模災害時には、自衛隊等の受け入れを円滑に行うことができる体制を整備します。</p> <p>担当課：危機管理課、介護福祉課、社会福祉課 等</p>
社協の取組	<p>○大規模災害の際にボランティアの受け入れを円滑に行うことができる災害ボランティアセンターの体制を整備します。</p>

3) 地域の防災・防犯の意識を高める

支え合いの気持ちを育む事業

取組目標	
市の取組	<p>○防災に対する正しい知識を普及するための出前講座を開催し、自主的な防災訓練の実施を呼びかけるとともに、その訓練を支援します。</p> <p>○自主防災組織を中心に緊急時の連絡体制づくりや福祉マップの作成等地域で実施する活動を支援します。</p> <p>○愛育委員による子どもの安全等のための声かけ、見守り活動を支援します。</p> <p>担当課：危機管理課、市民協働課、保健課、介護福祉課、社会福祉課 等</p>
社協の取組	<p>○防災に関する講演を開催します。</p> <p>○地域の福祉マップづくりを支援します。</p>

4) 防災、防犯のための制度や設備を強化する

制度や環境を整える事業

取組目標	
市の取組	<p>○関係各課が協力して「避難行動要支援者名簿」の情報の更新に務めるとともに、定期的に最新の名簿を警察署、消防関係、自主防災組織、社会福祉協議会や民生委員児童委員等に提供します。</p> <p>○避難行動要支援者が災害時に避難できるよう福祉避難所を確保します。</p> <p>担当課：危機管理課、保健課、介護福祉課、社会福祉課 等</p>

(5) 快適かつ自立を目指した住環境の整備

住民アンケートや福祉関係者へのヒアリング調査では「交通の不便さ」と「買い物の不便さ」に関する声は数多く寄せられました。また、騒音や臭気等の公害や有害鳥獣による作物被害、危険な空き家の存在等、決して住民ひとりの努力では解決できないこれらの課題に対して、関係機関と行政、さらに住民参加の体制のもとで解決策を協議していきます。

1) 快適かつ自立した生活を支援するための情報を提供する

意欲や行動を引き出す事業

取組目標	
市の取組	○高齢者や障がいのある人が自立した生活ができるよう、住宅改修等バリアフリー化に関する情報を提供します。 ○市営バス等の路線図から停留所周辺の店舗情報や JR との接続情報が得られるマップを作成します。 担当課：公共交通課、介護福祉課、社会福祉課 等
社協の取組	○食料品や日用品の宅配を行う店舗、高齢者憩いの場、認知症サロン等の情報を提供します。

2) 快適な住環境の実現に取り組む人材・組織を支援する

組織や団体を支援する事業

取組目標	
市の取組	○環境衛生指導員をはじめ関係組織とともに地域の美化衛生に努め、市民・企業・行政の協働により公害のない住みよい環境を維持します。 ○外出支援や買い物支援に取り組む団体の活動を支援します。 担当課：環境課、市民協働課、介護福祉課 等

3) 快適な住環境を維持するための地域活動を支援する

支え合いの気持ちを育む事業

取組目標	
市の取組	<p>○地域が自主的に行う清掃活動を支援します。</p> <p>○地域ぐるみによる農地の保全や有害鳥獣から農作物を守るための対策を支援します。</p> <p>担当課：環境課、介護福祉課、社会福祉課、農政水産課、市民協働課 等</p>
社協の取組	<p>○移動手段を持たない人の通院支援や買い物支援等、地域で支え合う取り組みを支援します。</p> <p>○運転ボランティアを養成し、ネットワーク化・組織化を支援します。</p> <p>○自力外出が困難な高齢者に付き添い、地域のサロン等への参加を支援する通所付添サポート事業を推進します。</p>

4) 快適な住環境と利用しやすい公共交通の体系を整備する

制度や環境を整える事業

取組目標	
市の取組	<p>○地域の実情や生活動線を分析し、市民の利用しやすい公共交通の体系を整備します。</p> <p>○危険な空き家に対する周辺的生活環境の保全を図る措置を取り、優良な空き家は有効活用を推進します。</p> <p>担当課：公共交通課、都市計画課 等</p>

基本方針3 地域を支える人材の育成と協働のネットワークづくり

人口減少と高齢化が進む中、住み慣れた地域での暮らしを維持するためには、住民一人ひとりが「他人事」ではなく「我が事」として積極的に地域課題の解決に参加することが重要です。こうした住民の参加意欲を高めるため、さまざまな社会教育を推進するとともに、地域の将来を担うリーダーの育成に努めます。

また、地域のリーダーとともに地域課題の解決に取り組むボランティア、NPO法人、その他の関係団体、行政職員の資質向上と組織間のネットワークの強化を図ります。

(1) 生涯学習の推進と地域を担う人材の育成

住民アンケートの結果では、地域活動の参加をしていないとの回答が4割近くありました。その理由としては、時間やきっかけがないとの回答が半数以上でしたが、なかにはコロナウイルス感染症拡大の影響により参加の機会が失われているという回答も挙げられています。変化する生活環境においても、地域活動への参加や行政への参画につながるよう生涯学習の充実を図ります。また、新たな人材の発掘を通じて女性や高齢者、障がいのある方がもっと活躍できる場を創造し、住民主体の地域力が発揮できる組織・体制づくりを推進します。

1) 生涯学習の基礎期間・多様な学習機会の充実を図る

意欲や行動を引き出す事業

取組目標	
市の取組	<ul style="list-style-type: none">○地域づくりの主体となる人材の育成のため、幼児期から多様な学びを提供します。○地域リーダー等に必要な技能を習得するための学習や講座への参加を支援します。○誰もがいきいきと活動できるまちづくりに向けた生涯学習の充実を図ります。 担当課：保健課、介護福祉課、社会教育課 等
社協の取組	<ul style="list-style-type: none">○地域の行事等の支え合い活動を、SNS や社協だよりで広報します。○社会福祉講座を開催し、誰もが参加しやすい学びの場を提供します。

2) 人材の育成や組織の充実に取り組む団体を支援する

組織や団体を支援する事業

取組目標	
市の取組	<p>○地域を基盤としたコミュニティ活動やボランティア活動を多方面から支援します。</p> <p>○地域の担い手である愛育委員・栄養委員の活動を支援します。</p> <p>担当課：保健課、市民協働課、介護福祉課、社会教育課 等</p>
社協の取組	<p>○ボランティアセンター事業の運営及び強化を行い、生活支援コーディネーターと協働、連携を行います。</p> <p>○ちょっとボランティアについての情報を発信し、機能強化に努めます。</p>

3) おもいやりの心を醸成する

支え合いの気持ちを育む事業

取組目標	
市の取組	<p>○地域住民がおもいやりの心を持ち、人を尊重する意識や社会に貢献する意識を培う取り組みを支援します。</p> <p>○市民を対象に福祉や人権に関する講座を開催し、障がいに対する理解を深めます。</p> <p>担当課：保健課、市民協働課、社会福祉課 等</p>
社協の取組	<p>○小中高生等を対象にした出前福祉教育による思いやりの学びの場を提供します。</p>

4) 人材育成のための基盤を整備する

制度や環境を整える事業

取組目標	
市の取組	<p>○図書館機能を充実し、多様化する市民ニーズに対応するとともに、本市のまちづくりや地域課題の解決のため必要な知識・情報・資料を提供します。</p> <p>担当課：社会教育課 等</p>
社協の取組	<p>○ボランティアセンターや生活支援コーディネーターを中心に、地域に潜在する人材（有資格者や趣味・特技等）を調査し、生活支援の担い手のバンク機能を強化します。</p> <p>○高齢者憩いの場の情報交換会を実施し、サロンの運営・人材育成等情報交換の場を提供します。</p>

(2) 住民参加の推進とネットワークづくり

住民アンケートでは、地域での助け合いは必要と思っているが、住みよい地域社会を実現していくうえで近所付き合いが減っていることが問題となっているとの回答が多くありました。コミュニティ活動やボランティア活動を多面的に支援することにより、住民の地域活動への参加を促進し、「点」から「線」、「線」から「面」へネットワークの密度を高め、強固な支え合い構造の実現を図ります。

1) 地域活動への参加意欲を高める

意欲や行動を引き出す事業

取組目標	
市の取組	○地域活動への参加や行政への参画へとつながっていくような情報の周知や勉強の機会の充実を図ります。 担当課：市民協働課 等
社協の取組	○お互いに支え合う意識・取り組みに関するボランティア講座の小地域開催を検討します。

2) 市民、団体、行政のネットワークづくりを推進する

組織や団体を支援する事業

取組目標	
市の取組	○地域を基盤としたコミュニティ活動やボランティア活動を多方面から支援します。 ○地域活動に関わる各種団体が活動に必要な知識や技術を身につけるための研修や講座を開催します。 ○認知症高齢者の徘徊等を早期に発見し、関係機関へつなげるためのネットワーク（高齢者等見守りネットワーク）を強化します。 担当課：市民協働課、保健課、介護福祉課 等
社協の取組	○地域福祉を担う地区社協の設置を推進します。

3) 住民の積極的な地域活動への参加の機運を高める

支え合いの気持ちを育む事業

取組目標	
市の取組	<p>○地域活動を通じて得られる生きがいや達成感の共有を推進し、住民活動への関心を高めます。</p> <p>○新たな人材の育成に向けて、住民の自発的な活動が活発に行われるよう、さまざまな分野で「出会い・ふれあい」の機会や体験の充実に努めます。</p> <p>○年齢や性別、障がいの有無を問わず、市民が積極的に参加できる地域活動やスポーツ、文化活動等の企画・開催を支援します。</p> <p>担当課：市民協働課、社会教育課、保健課、社会福祉課、教育文化振興課等</p>

4) 集いや活動の拠点を整備する

制度や環境を整える事業

取組目標	
市の取組	<p>○空き施設や空き家等の利活用を検討します。</p> <p>○身近に集まることのできる地域活動の拠点づくりを支援します。</p> <p>担当課：市民協働課、都市計画課 等</p>
社協の取組	<p>○空き施設や空き家等の利活用も検討しながら、身近に集まることのできる居場所づくりを推進します。</p> <p>○レクリエーション用品の貸出を行い、高齢者憩いの場への参加・交流促進に努めます。</p>

第6章 計画の進行管理

1. 進行管理の体制

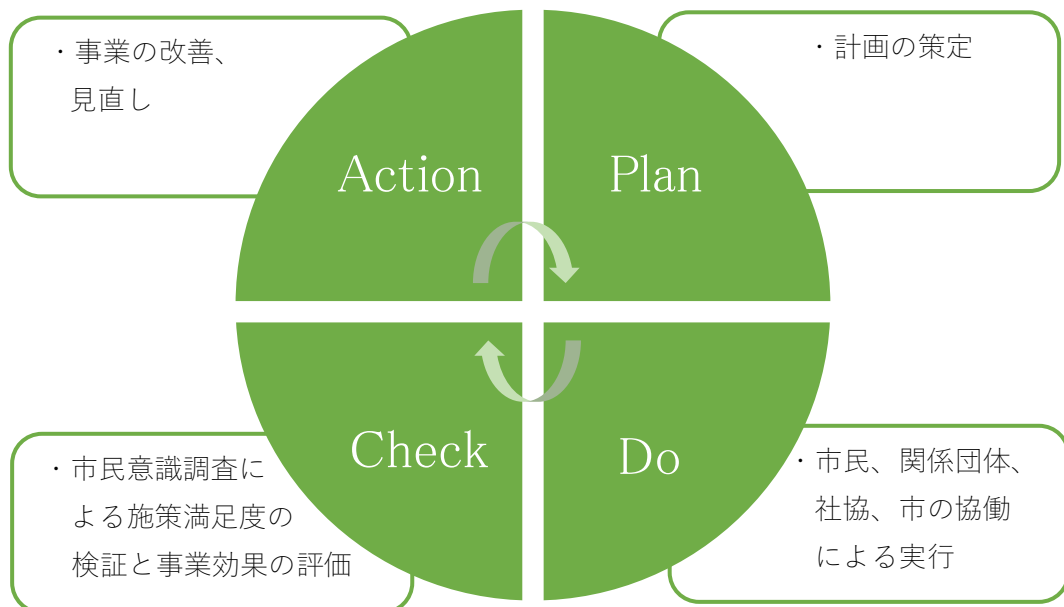
本計画の推進にあたっては、市及び社会福祉協議会がそれぞれの組織内で部署を横断するチームを編成し、住民ニーズの確認や事業効果の検証を行うほか、市と社会福祉協議会の間で協議調整のためのチームを設置して地域福祉計画・地域福祉活動計画の一体的な進行管理を行います。また、関係団体の代表や学識経験者で構成する組織において、総合的な進捗状況の点検と評価を行います。

2. 進行管理の手法

本計画は、PDCAサイクルに基づいて評価・見直しを行います。PDCAサイクルとは、計画（Plan）を立てて実行（Do）し、その結果を評価（Check）して計画を見直す（Action）という一連のマネジメントサイクルを指します。

本計画ではモニタリングを節目に行い、その評価や市民意識調査の結果から計画に掲げる取り組みの効果を検証し、必要な見直しを行いながら進めます。

図表 6-1 PDCAサイクルに基づく評価・見直し



資料編

※策定経過、委員名簿、用語解説等を記載予定

第2期備前市地域福祉計画・地域福祉活動計画

備前市 保健福祉部共生のまち推進課

〒705-8602 岡山県備前市東片上 126

TEL : 0869-64-1861 FAX : 0869-64-1847

社会福祉法人 備前市社会福祉協議会

〒705-0022 岡山県備前市東片上 126 (備前市役所内)

TEL : 0869-64-3033 FAX : 0869-64-3689